

令和6年12月9日

各 位

国立大学法人宇都宮大学  
イノベーション支援センター  
センター長 平 田 光 男

令和7年度イノベーション支援センター 研究開発スペース利用募集について（通知）

平素より当センターの活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、当センターで管理している CDI 本棟および CDI 北棟の研究開発スペースにつきまして、有償貸与の募集を下記のとおり行いますので、利用を希望される方は申請書をご提出願います。

なお、利用の可否は当センターでの審議により決定致しますので、ご希望に添えない場合があります。また、空スペースがある場合には年度途中の申請も受け付けますので、利用を希望される場合にはお問い合わせ下さい。

## 記

### 1. 利用目的

本学研究者と外部企業等との共同研究・受託研究の活性化及び産学官金連携の基礎となる地域イノベーションの創出に関わる事業の支援・推進

※利用にあたっては、「宇都宮大学イノベーション支援センター研究開発スペース利用要項」をご確認下さい。

### 2. 利用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 3. 研究開発スペース

CDI 本棟：1階：3室、2階：2室、3階：5室（36～72m<sup>2</sup>）

CDI 北棟：1階：5室、2階：5室、3階：4室（30～58m<sup>2</sup>）

### 4. 利用料および光熱水料

利用料：各スペースの利用料は1m<sup>2</sup>あたり1,440円／月を基に算出します（産学連携に関する研究開発プロジェクト等を推進するため、本学教職員等を対象とした割引制度を設けています）

光熱水料：本学光熱水料算出基準を基に、利用面積に応じて算出します

### 5. 提出書類

①研究開発スペース利用申請書（別紙様式1）・・・必須

②研究開発スペース利用申請調査票・・・利用料の割引を希望される場合に提出

### 6. 提出期限および提出・問い合わせ先

提出期限：**令和7年1月24日（金）17時【期限厳守】**

（利用可否決定：2月下旬予定）

提出・問い合わせ先：宇都宮大学イノベーション支援センター事務室

Tel: 028-689-7006 E-mail: [cdi@cc.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:cdi@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

以上

# ○宇都宮大学イノベーション支援センター研究開発スペース利用要項

(平成 30 年 12 月 13 日)

改正

令和 5 年 11 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、宇都宮大学イノベーション支援センター規程（以下「規程」という。）

第 13 条の規定に基づき、宇都宮大学イノベーション支援センター研究開発スペース（以下「研究開発スペース」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする

(利用の範囲)

第 2 条 研究開発スペースは、規程第 2 条に規定する目的を行うために利用するものとする。

(利用者)

第 3 条 研究開発スペースを利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 民間等共同研究員（国立大学法人宇都宮大学における民間機関等との共同研究取扱規程第 2 条第 2 項に規定する研究員をいう。）
- (3) 本学の教職員等が設立者となったベンチャー企業等
- (4) 本学学生が設立者となったベンチャー企業等
- (5) その他イノベーション支援センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認め  
た者

(利用方法)

第 4 条 研究開発スペースを利用しようとする者は、宇都宮大学イノベーション支援センター研究開発スペース利用申請書（別紙様式 1）（以下「利用申請書」という。）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 5 条 センター長は、前条の申請があったときは、利用の可否を決定する。

2 センター長は、研究開発スペースの利用を許可したときは、宇都宮大学イノベーション支援センター利用許可書（別紙様式 2）を交付する。

(利用料金)

第 6 条 研究開発スペースの利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、建物利用料及び光熱水費を払うものとする。

2 建物利用料は、別表 1 の建物利用基本料金表をもとに、センター長が決定する。

3 光熱水費は原則として財務課が取りまとめる教育研究施設等維持管理費における光熱水費の単価を用いる。

4 建物利用料および光熱水費について、利用年度における利用期間分を利用開始前に支払い、一旦納付された料金は、いかなる理由があっても返還しない。

(利用の期間)

第 7 条 研究開発スペースの利用を許可する期間は、単年度を限度とする（利用開始日によらず、当該年度の 3 月末日までとする）。ただし、センター長は延長を認めることができる。

第 8 条 利用者が利用期間の変更又は利用目的の変更を希望する場合は、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、改めてセンター長の許可を受けなければならない。

(利用の責務)

第 9 条 利用者は、利用申請書に記載した目的以外に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

- 2 利用者は、研究開発スペースの利用に関して安全確保に努めなければならない。
- 3 利用者は、その責に帰すべき事由により、研究開発スペース等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用の取消等)

第10条 センター長は、利用者がこの要項に違反し、又はセンターの運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、研究開発スペースの利用期間が終了したとき又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、原則として貸与時の原状に復して返却するものとする。

(経費の負担)

第12条 明け渡し時の移転費用及び改修費用は、原則として利用者が負担するものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、研究開発スペースの利用に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年11月10日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年12月8日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和5年11月8日)

この要項は、令和5年11月8日から施行する。

別紙様式1(第4条関係)

別紙様式1 利用申請書

[別紙参照]

別紙様式2(第4条関係)

別紙様式2 利用許可書

[別紙参照]

別表1(第6条関係)

建物利用基本料金表

[別紙参照]

## 別表1(第6条関係)

## 建物利用基本料金表(第6条関係)

室番号	面積 (㎡)	基本料金(円/月) ※消費税抜
プロジェクト実験室 I	72	103,680
プロジェクト実験室Ⅲ(1)	36	51,840
プロジェクト実験室Ⅲ(2)	36	51,840
プロジェクト実験室Ⅳ(1)	36	51,840
プロジェクト実験室Ⅳ(2)	36	51,840
プロジェクト実験室Ⅴ(1)	36	51,840
プロジェクト実験室Ⅴ(2)	36	51,840
プロジェクト実験室Ⅵ	36	51,840
クリーンルーム I	30	43,200
クリーンルーム II	21	30,240
大型実験室 1/3	50	72,000
大型実験室 1/3	50	72,000

## ②CDI北棟研究開発スペース室

室番号	面積 (㎡)	基本料金(円/月) ※消費税抜
実験室 1-1 (A西)	46	66,240
実験室 1-1 (B中)	46	66,240
実験室 1-1 (C東)	30	43,200
実験室 1-2	48	69,120
実験室 1-3	58	83,520
実験室 2-1 (A西)	39	56,160
実験室 2-1 (B中)	39	56,160
実験室 2-1 (C東)	41	59,040
実験室 2-2	51	73,440
実験室 2-3	54	77,760
実験室 3-1 (A西)	41	59,040
実験室 3-1 (B東)	41	59,040
実験室 3-2 (A西)	51	73,440
実験室 3-2 (B東)	32	46,080